

## 7 県条例第53条に基づく排水基準

岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準、構造等の基準及び排水基準  
(平成14年岡山県告示第185号)

排水水の排水基準は、別表第7の上欄に掲げる有害物質を含む排水水の汚染状態については当該有害物質ごとに同表の下欄に定めるとおりとし、その他の排水水の汚染状態については別表第八のそれぞれの表に掲げる工場又は事業場の区分の種類ごとに同表に定めるとおりとする。

別表第7 排水水の排水基準(その1)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム 0.03ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン 1ミリグラム
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1リットルにつき 1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛 0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム 0.5ミリグラム
ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素 0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀 0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	1リットルにつき 0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき 0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき 0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき 0.02ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき 0.04ミリグラム
1, 1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	1リットルにつき 1ミリグラム
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.4ミリグラム
1, 1, 1-トリクロロエタン	1リットルにつき 3ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	1リットルにつき 0.06ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン(別名D-D)	1リットルにつき 0.02ミリグラム
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	1リットルにつき 0.06ミリグラム
2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	1リットルにつき 0.03ミリグラム
N・N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロペンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	1リットルにつき 0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき 0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン 0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1リットルにつきほう素 10ミリグラム 海域に排出されるもの 1リットルにつきほう素 230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1リットルにつきふっ素 8ミリグラム 海域に排出されるもの 1リットルにつきふっ素 15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100ミリグラム
1, 4-ジメチル	1リットルにつき 0.5ミリグラム

別表第8 排出水の排水基準(その2)

1 排出水を排出する工場又は事業場で、最大排水量が50立方メートル以上のものから排出される排出水の排水基準

(1) 昭和49年9月17日(規則別表第6の12の項から19の項までに掲げる施設を設置するものにあつては、平成5年6月1日)前に特定施設を設置しているもの(設置の工事をしているものを含む。)

工場又は事業場の区分	水素イオン濃度(水素指数)		生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)		化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)		フェノー類含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)		銅含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)		亜鉛含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)		溶解性鉄含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)		溶解性マンガン含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)		クロム含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)		大腸菌群数(単位 1立方センチメートルにつき個)	
	海域以外の公共用水域	海域																						
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	日間平均
規則別表第6の5の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	5以上 9以下	40以下	60	40以下	60	50以下	70	5	30	5	3	5	10	10	2	3,000以下							
規則別表第6の6の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	5以上 9以下	30以下	40	30以下	40	70以下	90	5	30	5	3	5	10	10	2	3,000以下							
規則別表第6の7の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	5以上 9以下	20以下	30	20以下	30	100以下	120	5	30	5	3	5	10	10	2	3,000以下							
規則別表第6の12の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	40以下	60	40以下	60	70以下	90	5	30	5	3	5	10	10	2	3,000以下							
規則別表第6の13の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	60以下	80	60以下	80	70以下	90	5	30	5	3	5	10	10	2	3,000以下							

規則別表第6の14の項から17の項までに掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	40以下	60	40以下	60	70以下	90	5	30	5	3	5	10	10	2	3,000以下
規則別表第6の18の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	30以下	50	30以下	50	50以下	70	5	30	5	3	5	10	10	2	3,000以下
規則別表第6の19の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	30以下	50	30以下	50	50以下	70	5	30	5	3	5	10	10	2	3,000以下
規則別表第6に掲げる施設(同表の20の項に掲げる施設を除く。)のうち前各項に掲げるもの以外のものを設置するもの	5.8以上 8.6以下	5以上 9以下	100以下	120	100以下	120	70以下	90	5	20	5	3	5	10	10	2	3,000以下

(2) 昭和49年9月7日(規則別表第6の12の項から19の項までに掲げる施設を設置するもの)については、平成5年6月1日)以後に特定施設を設置するもの

工場又は事業場の区分	水素イオン濃度 (水素指数)		生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)		化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)		ノルマルヘキサノ抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)		フェノー類含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)		銅含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	亜鉛含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	溶解性鉄含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	溶解性マンガン含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	クロム含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	大腸菌群数(単位 1立方センチメートルにつき個)
	海域以外の公共用水域	海域																
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大
規則別表第6の2の項に掲げる施設を設置するもので給食施設に係るもの	5.8以上 8.6以下	5以上 9以下	—	—	50以下	70	70以下	90	5	20	5	3	5	10	10	2	3,000以下	
規則別表第6の12の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	—	20以下	30	50以下	70	5	20	5	3	5	10	10	2	3,000以下	
規則別表第6の13の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	—	30以下	40	50以下	70	5	20	5	3	5	10	10	2	3,000以下	
規則別表第6の14の項から17の項までに掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	—	20以下	30	50以下	70	5	20	5	3	5	10	10	2	3,000以下	
規則別表第6の18の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	—	20以下	30	40以下	50	3	5	5	3	5	10	10	2	3,000以下	

規則別表第6の19の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	—	20以下	30	40以下	50	3	5	5	3	5	10	10	2	3,000以下
規則別表第6に掲げる施設(平均排水量500立方メートル以上のもの)	5.8以上 8.6以下	5以上 9以下	—	—	10以下	15	30以下	40	5	20	5	3	5	10	10	2	3,000以下
施設(同表の20の項に掲げる施設を除く。)のうち前項に掲げるもの以外のものを設置するもの	5.8以上 8.6以下	5以上 9以下	—	—	20以下	30	40以下	50	5	20	5	3	5	10	10	2	3,000以下

2 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下「湖沼法」という。）第3条第2項に規定する指定地域内に特定施設を設置している工場又は事業場で、最大排水量が50立方メートル未満で平均排水量が20立方メートル以上のものから排出される排出水の排水基準

(1) 平成5年6月1日前に特定施設を設置しているもの

工場又は事業場の区分	水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)		化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	鉍油類含有量	動植物油脂類含有量
								最大	最大
規則別表第6の12の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	90以下	160	90以下	160	150以下	200	5	30
規則別表第6の13の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
規則別表第6の14の項から17の項までに掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	90以下	160	90以下	160	150以下	200	5	30
規則別表第6の18の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
規則別表第6の19の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
規則別表第6の1の項から10の項までに掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30

(2) 平成5年6月1日以後に特定施設を設置するもの

工場又は事業場の区分	水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)		化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	鉍油類含有量	動植物油脂類含有量
								最大	最大
規則別表第6の2の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	—	—	60以下	80	70以下	90	5	30
規則別表第6の12の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	—	—	40以下	60	70以下	90	5	30
規則別表第6の13の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	—	—	60以下	80	70以下	90	5	30
規則別表第6の14の項から17の項までに掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	—	—	40以下	60	70以下	90	5	30
規則別表第6の18の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	—	—	30以下	50	50以下	70	5	30
規則別表第6の19の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	—	—	30以下	50	50以下	70	5	30
規則別表第6の1の項及び3の項から10の項までに掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	—	—	40以下	60	70以下	90	5	30

3 湖沼法第3条第2項に規定する指定地域内に特定施設を設置している工場又は事業場で最大排水量が50立方メートル以上又は平均排水量が20立方メートル以上のものから排出される排出水の排水基準

(1) 平成5年6月1日前に特定施設を設置しているもの

工場又は事業場の区分	排水量区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)		りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	
		日間平均	最大	日間平均	最大
規則別表第6の2の項に掲げる施設を設置するもの		30以下	60	3.5以下	7
規則別表第6の12の項に掲げる施設を設置するもの		15以下	30	2以下	4
規則別表第6の13の項に掲げる施設を設置するもの	最大排水量50立方メートル以上	15以下	30	2以下	4
	最大排水量50立方メートル未満	20以下	40	3.5以下	7
規則別表第6の14の項から17の項までに掲げる施設を設置するもの		30以下	60	3.5以下	7
規則別表第6の18の項に掲げる施設を設置するもの	最大排水量50立方メートル以上	15以下	30	2以下	4
	最大排水量50立方メートル未満	20以下	40	3.5以下	7
規則別表第6の19の項に掲げる施設を設置するもの	最大排水量50立方メートル以上	10以下	20	1.5以下	3
	最大排水量50立方メートル未満	15以下	30	2以下	4
規則別表第6の1の項及び3の項から10の項までに掲げる施設を設置するもの	最大排水量50立方メートル以上	15以下	30	2以下	4
	最大排水量50立方メートル未満	20以下	40	3.5以下	7

(2) 平成5年6月1日以後に特定施設を設置するもの

工場又は事業場の区分	排水量区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)		りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	
		日間平均	最大	日間平均	最大
規則別表第6の2の項に掲げる施設を設置するもの		15以下	30	2以下	4
規則別表第6の12の項に掲げる施設を設置するもの		10以下	20	1以下	2
規則別表第6の13の項に掲げる施設を設置するもの	最大排水量50立方メートル以上	10以下	20	1以下	2
	最大排水量50立方メートル未満	15以下	30	2以下	4
規則別表第6の14の項から17の項までに掲げる施設を設置するもの		15以下	30	2以下	4
規則別表第6の18の項に掲げる施設を設置するもの	最大排水量50立方メートル以上	10以下	20	1以下	2
	最大排水量50立方メートル未満	15以下	30	2以下	4
規則別表第6の19の項に掲げる施設を設置するもの	最大排水量50立方メートル以上	7.5以下	15	1以下	2
	最大排水量50立方メートル未満	10以下	20	1.5以下	3



規則別表第6の1の項及び3の項から10の項までに掲げる施設を設置するもの	平均排水量500立方メートル以上	5以下	10	0.5以下	1
	平均排水量500立方メートル未満	10以下	20	1以下	2
	最大排水量50立方メートル以上				
	最大排水量50立方メートル未満	15以下	30	2以下	4

備考

- 1 この表において「最大排水量」とは、工場又は事業場から排出される排出水の1日当たりの最大量をいう。
- 2 この表において「平均排水量」とは、工場又は事業場から通常排出される排出水の1日当たりの量をいう。
- 3 この表において「日間平均」とは、1日の排出水の平均的な汚染状態をいう。
- 4 この表の生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 5 この表に掲げる排水基準は、検定方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 6 この表の工場又は事業場の区分欄に掲げる工場又は事業場の2以上のものに該当する工場又は事業場において、それぞれの工場又は事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場については、それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。
- 7 この表に掲げる排水基準は、規則別表第6の20の項に掲げる施設を設置する工場又は事業場(以下「処理事業場」という。)が排出する排出水については、処理事業場が当該工場又は事業場の属する工場又は事業場の区分に該当するものとみなして適用する。この場合において、処理事業場が2以上の工場又は事業場の区分に該当するときは、前項の規定を準用する。
- 8 昭和49年9月17日(規則別表第6の12の項から19の項までに掲げる施設にあっては、平成5年6月1日)の前日において特定施設を設置している工場又は事業場に、同日以後特定施設が設置された場合には、1の(1)の表の排水基準を適用する。
- 9 昭和49年9月17日(規則別表第6の12の項から19の項までに掲げる施設にあっては、平成5年6月1日)の前日において特定施設を設置している工場又は事業場が、同日以後県内(規則別表第6の12の項から19の項までに掲げる施設にあっては、湖沼法第3条第2項に規定する指定地域内)において移転した場合には、1の(1)の表の排水基準を適用する。
- 10 平成5年6月1日の前日において湖沼法第3条第2項に規定する指定地域外に特定施設を設置している工場又は事業場が、同日以後、同指定地域内に移転した場合には、3の(1)の表の排水基準を適用する。